

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の制定について

### 1 制定の理由

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法及び改正児童福祉法の規定並びに関係府省令を踏まえ、平成 27 年 4 月（予定）からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、市町村は同制度の給付対象となる施設・事業の認可・運営基準を条例として制定する必要がある。

### 2 条例（案）の概要

条例（案）は、本年 5 月、子ども子育て審議会に諮問を行い、8 月 8 日の答申を踏まえ、策定したものである。

#### （1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

市が給付の対象となる確認を行うに当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る施設等の利用定員、説明すべき事項、応諾義務、利用者負担金の受領、運営規程の整備義務等に関する基準並びに過料を条例で定める。

#### （2）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

地域型保育事業の認可を実施するに当たり、設備・面積基準、職員の数及び資格要件、連携施設の確保等に関する基準を条例で定める。

#### （3）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）を実施するに当たり、設備・面積基準、職員の数及び資格要件、運営規程の整備義務等に関する基準等を条例で定める。

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（TEL：042-460-9841）  
子育て支援部 保育課（TEL：042-460-9842）  
子育て支援部 児童青少年課（TEL：042-460-9843）